

条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、

前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等)

第十一條 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報等を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図る観点から、障害者就労施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報を提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を総合的に評価する方式を導入することについて、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第三条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第四条 平成二十六年三月三十一日までの間ににおける第二条第二項第一号の規定の適用について

は、同号中「第五条第十一項」とあるのは「第五条第十二項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十六項」と、「同条第十三項」とあるのは「同条第十四項」と、「同条第十五項」とあるのは「同条第十五項」とする。

項」とあるのは「同条第十五項」とする。

第一条 (施行期日) 附 則 (平成二七年九月一一日法律第六

六号) 抄

(施行期日)

第一条 (施行期日) 附 則 (平成二八年六月三日法律第六五

六号) 抄

(施行期日)

第一条 (施行期日) 附 則 (平成二九年五月一九日法律第三六

五号) 抄

(施行期日)

第一条 (施行期日) 附 則 (令和三年五月一九日法律第三六

五号) 抄

(施行期日)

第一条 (施行期日) 附 則 (令和四年一二月一六日法律第一

〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 (施行期日) 附 則 (令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精

神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十

条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる

改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に

掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精

神保健福祉法第二条の改正規定（第五条

第十八項）を「第五条第十九項」に改める部

分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、

第二十八条、第三十一条から第三十四条ま

で、第三十八条、第四十一条及び第四十二条

の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日